

東京都障害者施策推進協議会の審議事項について（案）

平成 18 年 4 月、障害種別ごとに縦割りとなっていたサービスの一元化や就労支援の抜本的強化などにより、障害者が自立し、地域で安心して暮らせる社会を目指す障害者自立支援法が施行された。法施行にあたっては、円滑な運営のための特別対策や利用者の状況を踏まえた緊急措置が講じられるとともに、法施行後 3 年目の見直しに向けて検討が進められている。

一方、東京都は第四期東京都障害者施策推進協議会の提言を踏まえ、平成 19 年 5 月、障害者基本法に基づく東京都障害者計画と障害者自立支援法に基づく東京都障害福祉計画を一体的に策定した。

この計画は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会」、「障害者が当たり前で働ける社会」、「すべての都民がともに暮らす地域社会」の実現を基本理念とし、平成 23 年度に達成すべき施策目標・事業目標と、都が取り組むべき施策展開を明らかにしている。また、障害福祉計画は、平成 20 年度までを第 1 期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げており、平成 20 年度中に、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする第 2 期障害福祉計画を策定することとされている。

第 2 期障害福祉計画の策定にあたっては、第 1 期障害福祉計画の達成状況と課題を点検しつつ、より一層、障害者が地域において自立して生活できるよう、サービス基盤や支援策のあり方を検討する必要がある。

本協議会においては、国の施策の動向も視野に入れつつ、第 2 期東京都障害福祉計画の基本的方向を明らかにするため、下記の事項について調査審議の上、知事に対して提言を行うこととする。

記

障害者の地域における自立生活の更なる推進に向けた東京都の障害者施策のあり方について